

東京都における利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子申告・電子納入に係る留意点（令和3年10月1日から）

「作成方法」欄の「計算情報入力（更正）」「計算情報入力（決定）」は選択しないでください。

- 申告書を作成する際、東京都に申告する場合は必ず「通常（当初申告）」又は「追加」を選択してください（CSV取込により作成する場合も同様です。）。
- 自治体によっては「計算情報入力」を選択する場合がありますので、不明な場合は申告先の各自治体にお問い合わせください。

作成方法選択・特別徴収義務者情報入力

申告データの作成方法を選択します。
「手入力による作成」「CSV取込による作成」のいずれかを選択し、利払年月等を入力後、「次へ」ボタンをクリックしてください。
なお、更正・決定に係る計算情報を入力する場合は、「計算情報入力（更正）」又は「計算情報入力（決定）」を選択してください。

作成方法	必須	<input checked="" type="radio"/> 手入力による作成 <input checked="" type="radio"/> 通常（当初申告） <input type="radio"/> 追加 <input type="radio"/> 計算情報入力（更正） <input type="radio"/> 計算情報入力（決定） <input type="radio"/> CSV取込による作成
利払年月	必須	令和3 年 5 月
提出年月日	必須	令和3 年 5 月 1 日
利子の種類	必須	特定公社債以外の公社債の利子
納入区分	必須	<input checked="" type="radio"/> 本店一括（※） <input type="radio"/> 支店毎 ※ 本店のみの場合は、「本店一括」を選択してください。
氏名又は名称（納付用）	必須	地方税商社
氏名又は名称（フリガナ）（納付用）	必須	チホウゼイシヨウシヤ
所在地（納付用）	必須	東京都足立区江北

戻る 次へ

※上図は利子割の入力画面です。配当割・株式等譲渡所得割では画面表示項目が異なりますが、同様に「通常（当初申告）」又は「追加」を選択してください。

申告手続後、必ず期限内に納付を行ってください。

- 利子割・配当割・株式等譲渡所得割においては、納付が行われるまで申告データが保留され、自治体に配信されません。
- 申告手続後、納税メニューの「納付情報の確認・納付」ボタンから納付手続を行ってください（法人事業税・法人住民税等の他税目と異なり、本税納付の際に「納付情報発行依頼」は不要です。）。
- 期限内に申告手続を行っていても、納付を期限後に行った場合、延滞金が発生する場合がありますのでご注意ください。

※申告手続を行った後に納付を行わない場合、一定期間経過後に申告データが削除されます。

※金融機関口座から納付金額を振り替えるダイレクト方式の場合は、指定された口座からの引き落とし日が納付日となります。

※初めて口座情報を登録する場合、登録完了までに1か月ほどかかりますのでご注意ください。

[本税・加算金・延滞金納付手続の操作方法]

The screenshot shows the '納税メニュー' (Tax Payment Menu) with several options. A red dashed box highlights the '納付情報の確認・納付' (Check and pay tax payment information) option. A blue dashed box highlights the '電子申告連動' (Electronic filing linkage) option. Blue arrows point from callouts to these options: '①納付情報発行依頼' (Request for tax payment information issuance) points to '電子申告連動', and '②納付手続' (Payment procedure) points to '納付情報の確認・納付'.

利子割・配当割・株式等譲渡所得割の本税納付手続はこちらから行います(納付情報発行依頼は行いません)。

加算金・延滞金の納付手続は
①で納付情報発行依頼を行った後、
②で納付手続を行います。

【問い合わせ先】

中央都税事務所 事業税課 都民税利子割班 電話：03-3553-2158
主税局 課税部 課税指導課 個人事業税班 電話：03-5388-2956